

定 款

株式会社C A P I T A

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社C A P I T Aと称し、英文ではC A P I T A
I n c. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 石油製品の販売
2. 石油化学製品の販売
3. 石炭、コークスの販売
4. 液化ガスの販売
5. 損害保険代理業務ならびに生命保険募集に関する業務
6. 煙草の販売
7. 自動車等の修理および整備ならびに部品の販売
8. 飲食店の経営
9. 建築用金属機械および工具の販売
10. 日用雑貨品、医薬部外品、化粧品、医療用器具、園芸品ならびにペット（愛玩動物）の販売
11. 日曜大工用品の販売
12. 建物等の保守・修理
13. 飼料および動物用医薬品の販売
14. 肥料および農薬の販売
15. 食品、酒類、穀物ならびに育児用食品の販売
16. 衣料品の販売
17. 自転車およびスポーツ用品の製造販売
18. 音響、映像製品およびその部品等の販売および賃貸ならびに衛星放送、有線放送受信契約の取次業務
19. 書籍および定期刊行物の販売
20. 不動産の売買、賃貸、仲介および管理
21. 遊戯場および駐車場の経営
22. 自動車リース代理店に関する業務
23. 生活家事代行サービスの提供

24. カタログおよびインターネットによる商品販売ならびにサービスの提供
25. 中古商品の販売および買取業務
26. レンタカー事業
27. 自動車および中古自動車のリース業
28. 自動車・中古自動車の売買および輸出入業務
29. アプリケーションソフトウェアの企画開発、販売、運営及びそれらのコンサルティング
30. 有価証券の保有、運用、管理及び売買その他の投資事業
31. インターネットのコンテンツ、ウェブサイト、ウェブシステム、ウェブデザイン、それらを利用したサービス及びAI（人工知能）を使用したサービスの企画、開発、制作、提供、配信
32. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都豊島区におく。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、2,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 剰余金の配当を受ける権利

3. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
4. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 当社の監査等委員会でない取締役は 5 名以内とし、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 当社の監査等委員である取締役および監査等委員でない取締役は、それぞれ区別して株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
- 4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。当該選任決議は、当該決議後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する

定時株主総会の開始の時まで効力を有する。

(取締役の任期)

第 21 条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から、取締役社長 1 名を選定する。またその決議によって、監査等委員でない取締役の中から、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 30 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令に定める金額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 32 条 当社は、監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第 33 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 34 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第36条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議されなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第41条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金の除斥期間)

第43条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

（監査役の責任免除に関する経過措置）当社は、監査等委員会設置会社への移行前の監査役（監査役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の限度において、取締役の決議によって免除することができる。

昭和24年	5月30日	制 定
昭和24年	8月24日	一部改訂
昭和24年	11月 1日	一部改訂
昭和25年	4月25日	一部改訂
昭和25年	9月16日	一部改訂
昭和26年	12月21日	一部改訂
昭和27年	9月 8日	一部改訂
昭和31年	5月28日	一部改訂
昭和35年	11月16日	一部改訂
昭和35年	11月30日	一部改訂
昭和37年	5月29日	一部改訂
昭和39年	5月29日	一部改訂
昭和45年	5月29日	一部改訂
昭和46年	5月28日	一部改訂
昭和49年	5月29日	一部改訂
昭和50年	5月28日	一部改訂
昭和51年	6月22日	一部改訂
昭和55年	6月27日	一部改訂
昭和57年	6月24日	一部改訂
昭和58年	6月23日	一部改訂
昭和59年	6月26日	一部改訂
昭和61年	6月25日	一部改訂
昭和63年	6月27日	一部改訂
平成 2年	6月23日	一部改訂
平成 3年	6月24日	一部改訂
平成 4年	2月13日	一部改訂
平成 4年	6月26日	一部改訂
平成 7年	6月28日	一部改訂
平成 8年	6月27日	一部改訂
平成10年	6月26日	一部改訂
平成11年	6月29日	一部改訂

平成14年	6月27日	一部改訂
平成15年	6月27日	一部改訂
平成16年	6月29日	一部改訂
平成18年	6月29日	一部改訂
平成21年	6月26日	一部改訂
平成23年	6月29日	一部改訂
平成25年	1月23日	一部改訂
平成26年	6月27日	一部改訂
平成28年	6月29日	一部改訂
2019年	6月27日	一部改訂
2021年	6月25日	一部改訂
2022年	6月29日	一部改訂
2024年	6月27日	一部改訂
2026年	5月14日	一部改訂
2026年	6月26日	一部改訂
2026年	7月 1日	一部改訂